



平成29年12月26日

東松山市教育委員会教育長  
中村 幸一 様

東松山市立小・中学校通学区域審議会  
会 長 吉田 明 弘



松山中学校及び北中学校の通学区域の変更について（答申）

平成29年11月21日付け東松教学発第 1101011 号で諮問のあった松山中学校及び北中学校の通学区域の変更について、慎重審議の結果、下記のとおり通学区域を変更することについて答申いたします。

記

1 松山中学校及び北中学校の通学区域の変更について

平成30年度以降、「美原町」と町名変更となる予定の地域を全て松山中学校区とする。  
松山中学校及び北中学校の通学区域は別紙のとおりとする。

2 変更の期日及び方法

松山中学校及び北中学校の通学区域の変更は、平成31年度からとする。  
ただし、変更する地域に居住していて、平成30年度に松山中学校又は北中学校に在籍している生徒は、通学区域変更後も保護者の意向により、卒業まで在籍できるものとする。

3 兄弟姉妹の取扱いについて

保護者の意向により、兄弟姉妹が同じ学校に在籍できるものとする。

# 松山中学校及び北中学校 通学区域変更（答申）



北中学校区（黄色）

市の川小学校

美原町二丁目

美原町三丁目

美原町一丁目

松山中学校区（緑色・水色）

松山第一小学校

松山中学校

縮尺 1 : 5000

100 50 0 100 200

